

静岡県告示第931号

静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき知事が定める電磁的記録により行うことができる保存及び作成（平成18年静岡県告示第306号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和3年12月24日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 保存等における情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録による保存ができるもの			1 保存等における情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録による保存ができるもの		
条例又は規則の名称	規定	保存	条例又は規則の名称	規定	保存
静岡県地下水の採取に関する条例(昭和52年静岡県条例第25号)	(略)		静岡県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年静岡県条例第26号)	第11条	帳簿の備え、 保存
			静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年条例第44号)	第22条	記録の保存
				第46条第1項	記録の保存
				第46条第3項	記録の保存
	(略)		静岡県地下水の採取に関する条例(昭和52年静岡県条例第25号)	(略)	
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年静岡県条例第26号)	第11条	帳簿の備え、 保存			

旅館業法施行条例(昭和 48 年静岡県条例第 40 号)	第 4 条第 2 項第 6 号 チ	計画書の写し 及び点検表の 保存			
公衆浴場法施行条例(昭和49年静岡県条例第45号)	(略)		公衆浴場法施行条例(昭和 49 年静岡県条例第 45 号)	第 4 条第 11 号サ	記録の保存
				第 4 条第 12 号ウ	記録の保存
				(略)	
			旅館業法施行条例(昭和 48 年 10 月 16 日 条例第 40 号 )	第 4 条第 2 項第 6 号 サ	記録の保存
				第 4 条第 2 項第 6 号 チ	計画書の写し 及び点検表の 保存
				第 4 条第 2 項第 7 号 ウ	記録の保存
			静岡県屋外広告物条例(昭和 49 年条例第 16 号)	第 24 条の 3	帳簿の保存
			知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成 3 年静岡県規則第 40 号)	第 29 条	書類及び帳簿の備え付け
静岡県税賦課徴収規則(昭和 47 年静岡県規則第 15 号)	(略)		静岡県税賦課徴収規則(昭和 47 年静岡県規則第 15 号)	(略)	

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則 (平成 3 年静岡県規則第 40 号)	第 29 条	書類及び帳簿の備え付け	静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則 (昭和 60 年静岡県規則第 40 号)	(略)
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則 (昭和 60 年静岡県規則第 40 号)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)	
		静岡県地下水の採取に関する条例施行規則(昭和 53 年規則第 2 号)	第 10 条第 3 項	帳簿の保存
		無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則(令和 2 年規則 16 号)	第 7 条	記録の整備、保存
			第 9 条第 5 項	記録の整備、保存
		静岡県屋外広告物条例施行規則 (昭和 49 年規則第 31 号)	第 26 条	帳簿の保存
		静岡県都市開発資金貸付規則 (平成 12 年規則第 133 号)	第 16 条	台帳等の備え

			静岡県流域下水道事業財務規則 (平成 31 年規則第 35 号)	第 76 条第 1 項 第 76 条第 3 項	帳簿の備え 帳簿の備え
静岡県証紙規則 (昭和 44 年静岡県規則第 18 号)	(略)		静岡県証紙規則 (昭和 44 年静岡県規則第 18 号)	(略)	
静岡県財務規則 (昭和 39 年静岡県規則第 13 号)	第 94 条第 2 項	(略)	静岡県財務規則 (昭和 39 年静岡県規則第 13 号)	第 94 条第 2 項	(略)
	第 171 条	(略)		第 121 条第 1 項	帳簿の備え
	(略)			第 171 条	(略)
				(略)	

2 保存等における情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項の規定により書面の作成に代えて電磁的記録による作成ができるもの

条例又は規則の名称	規定	作成
静岡県地下水の採取に関する条例	(略)	
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	第 11 条	帳簿の記載

2 保存等における情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項の規定により書面の作成に代えて電磁的記録による作成ができるもの

条例又は規則の名称	規定	作成
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	第 11 条	帳簿の記載
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第 22 条	記録表の記録
	第 46 条第 1 項	記録表の記録
	第 46 条第 3 項	点検表の作成
静岡県地下水の採取に関する条例	(略)	

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則	(略)	静岡県屋外広告物条例	第 24 条の 3	帳簿の記載
		静岡県浄化槽保守点検業者登録条例規則(昭和 60 年規則第 40 号)	第 11 条第 2 項	記録票の作成、編てつ
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則	(略)	知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則	第 29 条	書類及び帳簿の作成
		静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則	(略)	
静岡県証紙規則	(略)	静岡県地下水の採取に関する条例施行規則(昭和 53 年規則第 2 号)	第 10 条第 2 項	帳簿の記載
		無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則	第 7 条 第 9 条第 5 項	記録の整備 記録の整備
		公衆浴場法施行細則(平成 15 年規則第 68 号)	第 9 条第 3 項	点検表の作成
		静岡県屋外広告物条例施行規則	第 26 条	帳簿の記載
		静岡県都市開発資金貸付規則	第 16 条	台帳等の作成
		静岡県流域下水道事業財務規則	第 76 条第 1 項	帳簿の記載
		静岡県証紙規則	(略)	

静岡県財務規則	第 94 条第 2 項	(略)	静岡県財務規則	第 94 条第 2 項	(略)
				第 121 条第 1 項	帳簿の記録
	第 171 条	(略)		第 171 条	(略)
	(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。